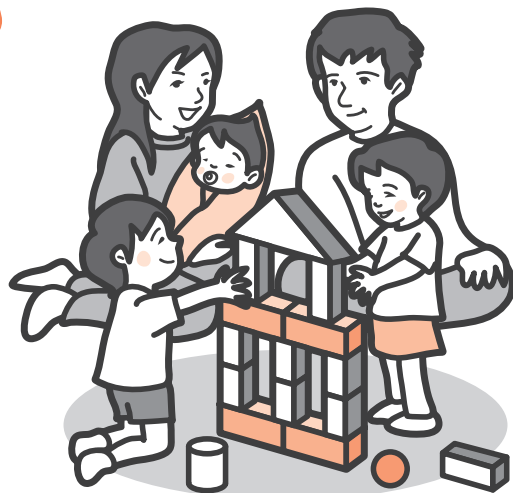


# 1. 子育て世帯への支援体制の強化

—安心して子どもを産み、子育てに不安や負担を感じることなく暮らせるまち—



基本方針

市民が安心して子どもを産むことができ、子育てに不安や負担を感じることなく暮らせるまちを目指します。

そのために、市民が様々な生活スタイルに応じた子育て支援を受けられるよう、多様なニーズに応じた保育環境の整備を図ります。

また、子育てに対する不安や負担を軽減するため、情報を交換できる場や各種相談、支援体制の充実を図ります。

現状と課題

- ひとり親家庭の増加や不景気等による収入の低下が懸念される中、子育ての経済的負担の軽減が求められています。
- 少子化や保育ニーズの多様化に対応するため、幼保一体化を推進するとともに、公私の連携を図りながら保育サービスの充実を図る必要があります。
- 児童への虐待については、相談数が年々増加しており、複雑化、重篤化しているケースが多くみられることから、相談体制の一層の充実が必要です。
- 地域子育て支援拠点については、遊びの提供や母親教育の場として、利用者のニーズをもとに機能の充実を図ることが求められています。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
保育所入所待機児童数 (4月1日現在)	—	3人	10人	9人	0人
観光交流センター こども広場一時預かり利用者数	—	—	—	298人	800人

(1) ファミリーサポートセンター：子育て中の保護者が仕事や急な用事等で子どもの世話ができないときに、地域で相互に援助し合えるよう支援する活動。子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と応援したい人（援助会員）がそれぞれ会員登録を行い、条件にあった援助会員をアドバイザーが紹介する。

(2) 児童手当：中学校修了までの児童を養育している方に支払われる手当。

(3) 児童扶養手当：ひとり親家庭の保護者等に対し支給される手当。

(4) 特別児童扶養手当：一定以上の障がいのある子どもを養育する保護者に支給される手当。

(5) 母子スマイルセンター：母子家庭の母等の就業による自立を支援するため、県が実施主体として開設した施設。就業相談や求人情報の提供、セミナー・講習会の開催、自立支援プログラムの策定、法律相談等を実施している。

① 子育て世帯一般への支援

親子のふれあい広場や子育て支援センターにおいて、母親同士の子育てに関する悩み相談や情報交換ができるサロンの開設等、交流や情報交換の場を充実することで、子育てに対する不安の軽減を図ります。また、子育てについて地域で助け合えるように、ファミリーサポートセンター<sup>(1)</sup>事業を推進します。

児童手当<sup>(2)</sup>、児童扶養手当<sup>(3)</sup>、特別児童扶養手当<sup>(4)</sup>等の手当を必要とする人へ、広報誌やホームページを通じて、制度内容等の周知を徹底します。

② ひとり親家庭への自立支援

ハローワークや県の母子スマイルセンター<sup>(5)</sup>等、各種機関との連携のもと、母子自立支援員等専門の職員が中心となって、生活や就労に関する相談や指導の充実に努めます。

また、ひとり親家庭で子どもを育てる状況が悪化していることから、様々な面でひとり親家庭をサポートします。

③ 保育所での保育サービスの多様化・充実

急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応するため、市独自の幼保一体化の取組として、保育所と幼稚園を一体的に運営することも園<sup>(6)</sup>を推進します。

市のこども園は、保育所・幼稚園の両方の特性を生かし、生後6ヶ月から就学前までの子どもたちに、同じ環境の下で保育・教育を行い、子どもの育ちを一貫して

支え、発達の保障を目指す取組です。市では国に先立ち、すでに3園でスタートしていますが、平成26年4月から、新たに2園を開園した5園で実施し、子どもの保育・教育環境の充実や小学校教育へのスムーズな移行を推進します。

子育てに不安や負担を感じる人や、孤立感を持つ人が増えている中、一時保育<sup>(7)</sup>等の特別保育事業の充実や、支援を必要とする児童の受け入れ等、地域と連携を密接にし、子育てしやすい保育環境を整備します。

より利用しやすく、児童・保護者双方が満足することのできる保育所を目指して、保育内容を充実します。市立保育所5所、私立保育園7園において、延長保育・障がい児保育、ニーズに応じた一時保育、病児・病後児保育<sup>(8)</sup>等の保育サービスを今後も継続して実施します。また、給食や保育活動を通して、食育に取り組みます。

現在、国で検討を進めている「子ども・子育て新システム」<sup>(9)</sup>に合わせた取組内容の検討を進め、認可外保育施設等の小規模施設との連携も行います。

④ 養育相談体制の強化

少子化や核家族化の中で、家庭の養育力が低下する傾向が見られます。そのため、児童虐待防止のためのネットワークを強固なものとしながら、継続的に相談者のフォローを行う等、専門職員が中心となり、養育相談体制を強化します。

市民等との役割分担

子育て世帯は、子育てサークルの運営やネットワーク化を通じて横のつながりを強め、情報交換の場に積極的に参加したり、お互いに相談できる信頼関係を築くことが期待されます。また、自主的に情報を収集し、各種相談や制度を活用することが期待されます。

地域住民は、子育て家庭が孤立しないよう、温かい見守りの目を持ち、積極的に支援の手を差し伸べることが期待されます。また、その実現に向け、民生委員・児童委員等が中心となって取り組むことが期待されます。

(6) こども園：保育所・幼稚園の枠を越えて保育と教育を一体的に行う幼保一体化施設。異なる就学前教育を過ごしてきた子どもが一緒に学習する小学校1年生のクラスでは、学校生活に馴染めない生徒が近年増えていることから、小学校教育への円滑な移行を目的として開始された取組。

(7) 一時保育：保護者の仕事、疾病、入院、看護、出産、リフレッシュ等、家庭で保育が困難な時、緊急・一時的に児童を預かる保育。

(8) 病児・病後児保育：病気や病気の回復期にあることから、保育所での集団保育が困難で、かつ保護者の就労等により家庭で保育を行うことができない児童を、病院に併設された保育室で預かる保育。

(9) 子ども・子育て新システム：子どもの育ち、子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村が実施主体となって子育て支援対策を包括的・一元的に支えていく制度。平成24年、国により法制化され、具体的な運営の検討が進められている。



## 2. 児童の 健全育成の充実

—児童が安心して放課後を過ごし、成長段階に応じた  
支援を受けることができるまち—



### 基本方針

児童が安心して放課後を過ごし、子どもの成長段階に応じた支援を受けることができるまちを目指します。

そのために、学童保育や児童館、児童センターのサービスをより充実するとともに、子どもの健全な発達を促す「子ども総合支援センター」を開設し、支援体制の整備を図ります。

### 現状と課題

- 家族形態や保護者の就労状況、遊びの質等が変化する中でも、遊びや生活を通して、子どもが豊かな社会性を身につけることができる環境づくりが求められています。
- 学童保育については、保護者の就業率の上昇や労働形態の多様化等により、ニーズが増加しているため、体制の改善が求められます。
- 児童館や児童センターは、地域の児童の安全な遊び場として、きめ細かく配慮された運営が求められています。また、来館児童の減少や固定化がみられることから、より多くの児童や保護者への周知が求められます。
- 子どもの発達に不安を持つ保護者が、障がいの有無にかかわらず、就学後も安心して子育てができ、相談できる体制をつくることが望まれます。乳幼児の段階からのきめ細かい発達支援ができる環境、体制を整えることが必要です。
- 発達障がいをはじめとする障がい全体への理解や関心が高まっているとともに、障がいのある子どもの療育施設である「かしの木園」の通園児数が、毎年増加傾向にあります。今後も、障がいのある子ども達とその保護者に対し、十分な支援をするための療育体制の充実が必要です。

### 施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
学童クラブ希望者入所率	—	99.0%	99.0%	99.0%	100.0%
かしの木園入園待機者数 (3月31日現在)	—	5人	8人	10人	0人

### 今後の取組

#### ① 放課後児童健全育成事業の充実

共働き世帯の増加に伴い、学童保育の需要は今後も増加すると予想されるため、学校と連携した余裕教室の活用や、施設の建替え・増築等、施設の改善に向けて検討します。

施設の運営は、各学童クラブの保護者会により行っていますが、保護者の負担が大きくなっていることから、今後は運営方法について検討します。

#### ② 児童センター・児童館の施設・サービスの充実

児童センターや児童館では、今後、家族形態や遊びの質が変化していく中で、子どものニーズをきめ細かく反映した活動や事業を行うことで、社会性豊かな子どもたちを育てます。また、すべての人が利用しやすい施設にするため、バリアフリー<sup>(1)</sup>化を進めます。

児童センターについては、来館児童の減少や固定化といった現状を踏まえ、行事内容の創意工夫を行うとともに、人の出入りの多い商業施設や地区公民館等での周知活動を通じて、利用者の増加に努めます。さらに、子育て支援センターとの併設であることを活用し、子育て中の親子の仲間づくりと連携したイベントや行事の実施についても検討します。



白檀児童センター

#### ③ 子ども総合支援センターの開設

発達支援体制の充実を図るため、子ども総合支援センターを開設し、子どもの発達を支える環境を整備します。

市内の就学前児童の発達相談・検査の実施や、保育所・幼稚園・こども園<sup>(2)</sup>への訪問を継続します。今後は、一人ひとりの子どもの発達状況を把握し、関係機関と連携を取りながら、個々に応じた適切な指導や必要な支援を行い、子ども同士がともに育つ環境づくりを乳幼児期から推進します。

また、幼児期から小学校へスムーズに環境適応できるように、遊びを通して、集団活動を学ぶ幼児型療育教室を子ども総合支援センターに開設します。

#### ④ かしの木園の充実

狭あい化や老朽化しているかしの木園を、子ども総合支援センターに移転して、施設を充実させます。

保育所・幼稚園・こども園・小学校をはじめとする関係機関との連携を深め、子どもが一貫した指導を受けることができるようにします。また、関係機関と保護者との連絡や報告を密接にするサポートブックを利用することにより、相談を受けやすくし、子どもや親の負担を軽減する等、支援体制を充実します。

また、子どもとの接し方、言葉のかけ方等について助言を行う、ペアレント・トレーニングを実施し、保護者支援を充実します。

### 市民等との役割分担

保護者は、子どもの健やかな成長に向け、一人ひとりに合ったサービスを受けられるよう、各種情報を積極的に収集し、様々な制度や施設を自主的に選別して、利用することが期待されます。また、発達相談等を積極的に利用し、幼児期から子どもが健やかに成長できるよう行動することが期待されます。

<sup>(1)</sup> バリアフリー：P.27<sup>(5)</sup>参照

<sup>(2)</sup> こども園：P.37<sup>(6)</sup>参照

# 3. 青少年の 健全育成の推進

—青少年が非行に走ることなく、健やかに、安全に育つまち—

## 基本方針

大人たちの理解と支援のもと、青少年が非行に走ることなく、健やかに、かつ安全に育つまちを目指します。

そのために、地域の指導委員の充実や、県・警察等の関係機関とのネットワークの強化により、家庭・地域・学校が一体となって、街頭指導、相談事業、啓発活動、青少年健全育成イベント等を推進します。



## 現状と課題

- 家族関係の希薄化等を背景に、青少年の規範意識、倫理感の低下や、非行の低年齢化・凶悪化・粗暴化等が目立つようになってきており、青少年を指導する人材の育成や、教育相談の充実、親と子のふれあいを深めるための取組の充実が求められています。
- 次世代を担う青少年を取り巻く環境は、様々なメディアを通じた有害情報の氾濫、酒類やたばこの自動販売機・インターネットカフェ・コンビニ等の深夜営業店舗の増加等、青少年にとって非行行為を誘発、助長しやすい状況にあります。

## 施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
青少年センター巡回指導等回数	210回	213回	216回	253回	255回
青少年センターと指導委員の合同街頭指導	2回	6回	52回	65回	65回

## 今後の取組

### 1 青少年のための街の環境整備

次の世代を担う青少年の成長のために、家庭・地域・学校や関係機関等が連携し、巡回指導等を行うことで、地域社会全体で青少年が成長できるよう支援します。

有害図書・ビデオ販売店、娯楽施設等への県青少年課との合同立入調査による環境浄化を進めます。

### 2 青少年の指導体制の充実

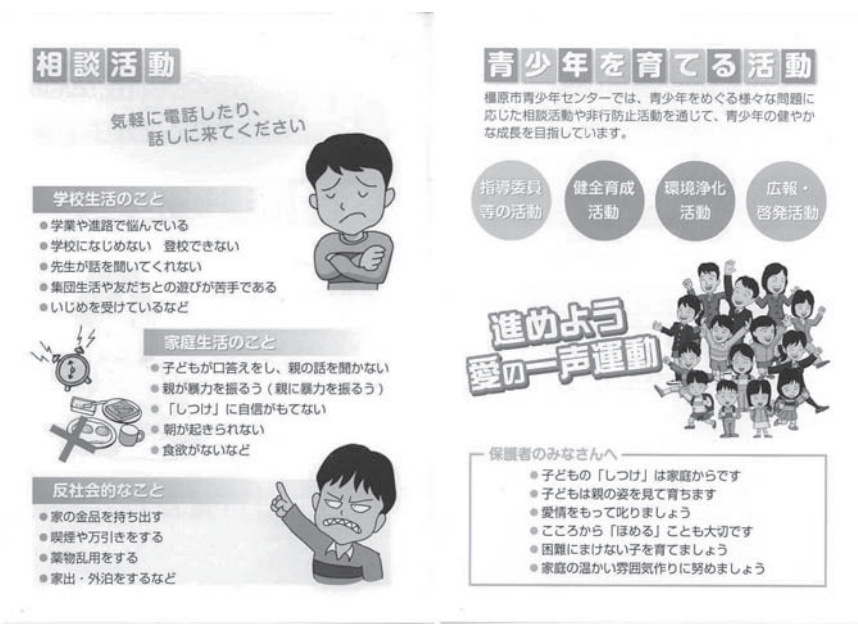
県・警察等の関係機関との連携を強化するとともに、青少年指導委員研修を行い、資質の向上を図ります。また、現在行っている教育相談をより充実させるため、相談時間の延長や気軽に相談できる体制づくりを目指します。

街頭指導に関しては、奈良県中南和少年サポートセンターと合同で引き続き実施します。

### 3 地域や家庭における啓発活動の充実

非行防止啓発リーフレットを幼稚園・小学校・中学校に配付し、家庭への周知に役立てます。また、水難事故防止等の標識を自治会・PTAへ配付する等、安全対策に努めます。

親と子のふれあいの機会の提供については、多くの人に参加してもらえるよう、目的が共通した他の事業と共同で行う等、内容の充実を図ります。



青少年センターリーフレット

## 市民等との役割分担

市民は、「地域の子どもは地域で守り、育てる」という意識で見守り活動等を行うことで、青少年の健全育成や社会環境の浄化に寄与することが期待されます。

青少年指導委員は、青少年が非行に走ることなく健やかに、また、犯罪被害に遭わないよう、地域での声かけや巡回指導等に取り組むことが期待されます。



# 4. 幼児教育の充実

—園児たちが生涯学習の基礎を培い、すくすくと成長  
できるまち—

## 基本方針

園児たちが生涯学習の基礎を培い、すくすくと成長できるまちを目指します。

そのために、多様化した子育てニーズに柔軟に対応でき、子どもが安心して過ごすことができる環境を構築します。特に、幼保一体化や幼稚園の統廃合による規模の適正化、適正な数の教員配置を進めます。

また、集団生活を通して、相手の気持ちを考えられる、自分の思いを素直に表現できる等、人間形成の基礎を培う大切な時期に園児が個々に応じた教育を受けることができるように努めます。

さらに、「橿原市就学前保育・教育指針」に基づき「いきいきと、わくわくと心を弾ませ自分も友だちも大好き、にこにこ友だちとなかよく活動する子」を育てるための取組を充実します。



## 現状と課題

- 少子化や核家族化傾向、女性の社会進出等、子育て環境の変化が見られるため、多様な保育ニーズに対応できるよう、保育所・幼稚園・こども園<sup>(1)</sup>それぞれの特色ある機能を活かしながら再編や整備を推進する必要があります。
- 特別支援教育を必要とする園児が、個々の発達状況に応じた支援を受けられるよう、適正な教員配置を進める必要があります。
- 園児数が少ない幼稚園は、集団生活の中での刺激等が少なく、人との関わり方の学習という観点では、適正な教育環境を保てないことが懸念されます。また、幼稚園舎の老朽化が著しく、施設の改修が特に求められています。これらのことから、幼稚園の統廃合や幼保一体化の推進等により、施設の効率的な運用を考える必要があります。

<sup>(1)</sup> こども園：P.37<sup>(6)</sup>参照

## 施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
幼稚園における預かり保育 1園1日当たりの利用者割合	—	27.2%	31.4%	39.4%	50.0%
特別支援対応教員 1人当たり特別支援園児数	3.0人	3.1人	3.8人	3.8人	3.0人
公立幼稚園教員1人当たり園児数	10.5人	8.6人	8.3人	8.0人	8.0人
幼保一体化や統廃合により 適正化が図られた幼稚園数	—	0園	0園	0園	6園

## 今後の取組

### 1 幼児の遊ぶ力の育成

人の成長にかかせない「遊び」を、幼児期に十分体験できる教育を推進します。健康な体が養われるとともに、自発性や協調性が身につく等、幼児にとって「遊び」が大きな意義を持つことを教員等が十分に認識します。また、その認識を保護者とも共有できるよう、講演会の開催や保育参加等を積極的に進めます。

### 2 特別支援教育対応教員等の配置の充実

平成19年度から開始された特別支援教育に対応するために、すべての幼稚園に特別支援教育対応教員を配置しました。今後、特別な配慮を必要とする園児への関わりを更にかみ細かく行うことが求められているため、それぞれの幼稚園の状況に応じて複数の教員配置を検討します。

また、幼稚園の就学前教育をきめ細やかにを行うため、適正な教員配置を行います。

### 3 子育て支援の充実

核家族化及び地域でのつながりの希薄化等の要因により、子育てに悩む保護者が多いことから、幼稚園では、未就園児の親子登園や預かり保育を行い、健全な幼児を育てるための支援を行います。

また、地域の特性に合わせ、子どもの個性を重視した特色ある園づくりを行います。

### 4 幼保一体化・統廃合の推進

「幼児教育のあり方と適正配置についての基本方針」に基づき、各学年における複数クラスの設置を目指し、幼保一体化や適正規模に満たない幼稚園の統廃合を進めます。それによって、少子化による園児数の減少が見込まれる中でも、園児同士が集団生活の中で互いに刺激しあえるような適正な教育環境を確保します。

こども園については、平成26年4月から、新たに2園追加した5園で実施します。国ではまだ組織が分かれています。市では小学校教育へのスムーズな移行を目指すとともに、こどもの目線に立った保育・教育環境の充実を図ります。

### 5 安心・安全対策の推進

近年、子どもに関する犯罪・事件が多発しているため、防犯カメラ及び非常通報装置の設置、防犯ブザーの配布等、子どもの安全確保のための対策に継続して取り組みます。また、遊具の保守点検・建物の定期点検等も実施し、安全に子どもを保育する環境を確保するための対策を行います。今後も、家庭・地域・幼稚園の連携を図りながら、更に安心かつ安全な幼稚園づくりを推進します。

### 6 幼児教育施設の整備

施設及び設備の老朽化が進む中で、幼保一体化や統廃合を見据え、子どもたちの安全を最優先にした施設及び設備の改善を推進します。

## 市民等との役割分担

保護者や地域住民は、子どもの安全確保のための協力や子育て支援を通して、子どもの健全な成長の一端を担うことが期待されます。



# 5. 学校教育の充実

—児童生徒が安心・安全に過ごし、学力を育み、個性や能力を伸ばすことができるまち—



## 基本方針

児童生徒の生きる力を育むために、確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身の育成を目指す学校教育を展開します。また、家庭・地域・学校が密接な連携を保ちながら、地域社会全体で子どもを守り育て、児童生徒が安心かつ安全に学ぶことができる、教育環境が充実したまちを目指します。

## 現状と課題

- 家庭や地域における教育力の低下が問題となる中、子どもたちが自主性や創造性を培い、自分自身や地域に誇りを持つことができる教育を、地域とともに推進していくことが求められています。
- いじめや不登校については、いじめ不登校対策指導員による子どもや保護者への直接的な対応等の効果もあり、減少傾向となっていますが、いじめの根絶に向けて、今後とも現在の水準で職員を配置することが必要です。
- 年々増え続けている発達障がいのある子ども達の個々の能力を伸ばすため、特別支援教育における支援を、さらに充実させることが求められています。
- 校舎の老朽化対策及び耐震対策については、今後も引き続き計画的かつ効率的に取り組む必要があります。また、省エネルギーや地球温暖化対策等の環境負荷の軽減や、環境教育への活用の必要性から、校舎への再生可能エネルギーの導入が求められます。
- 家庭や地域社会とともに子どもたちを育てていくという視点から、子どもたちの心身の健康を育み生活体験を通し生活習慣や規範意識の基礎となる家庭、そして子どもたちが安心して活動できる安全な地域づくりや様々な体験の場を提供する地域社会が求められています。

## 施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
児童1,000人当たり 小学校不登校児童数	3人以下	5人	3人	4人	3人以下
生徒1,000人当たり 中学校不登校生徒数	13人以下	25人	33人	27人	10人以下
市費によるスクールカウンセラー 相談件数(小中学校)	—	687回	731回	712回	900回
安心安全メール登録件数	—	5,123人	6,041人	6,436人	6,700人

## 今後の取組

### 1 確かな学力育成を目指す教育環境の整備

学校は児童生徒の学習や生活の場であり、児童生徒の生きる力を育むための教育環境の整備として、学校施設や敷地の適正な整備と管理を行います。教育内容の面では、児童生徒が基礎的かつ基本的な知識や技能を習得し、学んだことを活用する力を育成するとともに、主体的に学ぶ態度を養うために、教育機材や教材、図書等を購入し、教育・学習の充実を図ります。特に、情報教育推進に向けて校務用パソコンの配備や校内LANの構築等、情報通信機器を利用した教育環境を整備し、外国語教育のためのALT(外国語指導員)を配置します。

また、食育の機会となる学校給食の充実を図るため、給食施設や設備を計画的に整備します。

さらに、環境面での取組として、学校施設における再生可能エネルギーの活用を推進します。

### 2 地域への誇りを育む郷土教育の充実

地域の歴史や文化遺産を取り入れた学習を行い、それらを大切にする豊かな心を育てます。さらに、地域の施設を利用した学習、史跡や名所での校外学習等の体験的な学習を、幼稚園・小学校・中学校の教育内容に応じて取り入れ、郷土や自国の伝統文化や自然環境に対する理解を深めるとともに、地域への誇りを育みます。

### 3 特別支援教育の充実

特別支援教育の開始に伴い、配慮や支援を要する児童生徒に対応する特別支援教育対応教員を全小中学校へ配置しました。年々増加している発達障がいのある子ども達への支援をより充実させるために、各学校への配置時間数の増加に向けて県や国等の関係機関へ要望し、引き続き協議を行います。また、市費による特別支援教育対応教員の配置時間増に努めるとともに、研修を実施し、教職員のスキルアップに努めます。そして円滑な学校運営を行うため、学校の実情に応じた講師数を確保し、より質の高い教育を行います。

### 4 いじめ不登校対策の充実

アンケートや個人面談等、様々なツールを用いていじめの実態を把握し、問題解決に向け教職員全体で取り組みます。また、教職員には事例研修等を実施することで、スキルアップに努めます。

いじめ不登校対策教員の配置の充実について、県や国等の関係機関へ要望するとともに、市費によるいじめ不登校対策指導員の配置時間増に努めます。また、児童生徒の自尊感情を高めたり、命を大切にする豊かな心を育てることで、いじめや不登校の事前防止に努めます。

### 5 学校及び通学時の安全対策

緊急時に警察へ通報することができるように、非常通報装置の活用、不審者情報の配信、防犯教室及び交通安全教室の実施や、通学路の安全確保等を推進します。老朽化した防犯カメラを付け替え、安心で安全な学校づくりを行います。

平成27年度までにすべての幼稚園、学校の耐震化を図ります。また、施設や設備の老朽化が進む中で、緊急性の高いものから改善を推進します。

### 6 地域に開かれた学校づくり

家庭や地域に対して、学校の活動やこどもの状況、教育上の課題等についての情報を開示するとともに、学校評価の充実のため、保護者等による評価の実施や評価結果の公表を推進します。また、地域の人たちの学校訪問や地域連携事業、そして学校評議員制度の活用等、学校と家庭の連携及び地域住民の協力・参加を積極的に進める学校運営を促進します。

また、子育てに関する情報や学習機会の提供、相談体制・支援体制の整備に努め、地域全体で子どもを育む環境づくりと地域や家庭の教育力の充実を図ります。

### 7 児童生徒の健全な育成

児童が、規則正しい生活を送ることができるよう、指導を強化するとともに、疾病の早期発見と予防のための定期健康診断を実施し、児童生徒の健全な育成を図ります。また、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に必要な援助を行います。

## 市民等との役割分担

保護者や地域住民は、子どもの通学時の見守り活動等、安全確保のための活動に協力することが期待されます。また、もし異変があれば学校と情報を共有することで、いじめ等の早期発見につなげることが期待されます。



# 6. 人権教育の推進

—人権を自らの問題としてとらえ、人権問題に自発的に  
取り組むことができるまち—

## 基本方針

市民が、人権を自分自身の問題としてとらえ、家庭・地域・学校における様々な人権問題の解決に自発的に取り組み、日常生活において人権尊重の精神に立って行動することができるまちを目指します。

そのために、様々な関係団体と連携し、あらゆる教育の場で人権教育を推進します。



## 現状と課題

- 学校及び社会の中では、今なお同和問題や女性・子ども・障がいのある人・在日外国人等の人権問題への対策が求められています。今後は、家庭・地域・学校等において、人権教育の新たな手法や知識を取り入れ、様々な関係団体と連携を図り、推進体制を確立していくことが求められます。
- 全国的に、学校で発生するいじめが問題になっているため、人権尊重の視点に立ち、いじめを起こさない学校づくりを推進することが求められています。

## 施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
地区別懇談会の開催数	50回	43回	41回	34回	49回
地区別懇談会の参加者数	2,000人	1,159人	1,132人	943人	2,000人
人権啓発ポスター応募数	—	1,868件	1,865件	1,863件	1,900件
人権啓発標語応募数	—	3,337件	3,329件	3,229件	3,400件

## 今後の取組

### ① 学校及び地域社会における人権教育の推進について

各学校等の実態を踏まえ、教育課程に人権教育を位置付け、計画的・効果的に人権教育を進めるとともに、人権課題の解決のために、児童生徒支援教員の配置を進めます。また、子どもたちが人権について理解を深め、主体的に考え、行動につなげることができるよう、人権教育推進指定校園を中心に指導法の工夫・改善を図ります。

教職員の資質や意識を向上させるために、研修会の実施等様々な機会を通じて、各学校への助言や支援に努め、指導体制の充実に取り組みます。また、教職員が日常の実践や研究成果に関する情報を交換し、検証する取組を進めている橿原市人権教育研究会の支援に努めます。

地域における人権教育では、橿原市人権教育推進協議会等との協働や、各家庭との連携・協力を進め

ます。地区別懇談会<sup>(1)</sup>においては、より多くの市民の参加を促すために、学校行事や地域の集会との連携、及び人権関係のフィールドワークを実施する等、活性化を図ります。

人権啓発ポスターについては小学生から、人権啓発標語については中学生からの応募が中心ですが、今後はさらに対象が広がるよう、募集を呼びかけます。

また、地域の教育力の向上を図ることを目的として、地域の大人と子どもが交流を行う「人権フォーラム事業」を実施します。

### ② いじめ問題への取組

子どもが心身とも健康に学校生活を送るためには、いじめを起こさない学校づくりが必要であるため、命の大切さについての教育を進めるとともに、子ども同士や子どもと教職員の間の人間関係の構築を支援します。



地区別懇談会

## 市民等との役割分担

市民は、人権問題が自分自身の課題であると真摯にとらえ、身近にある人権課題に気づき、解決に向けて自主的に学んだり、ボランティアやNPO<sup>(2)</sup>活動に参加したりすることが期待されます。また、人権に関する各種研究会や行事に、積極的に参画することも期待されます。

<sup>(1)</sup> 地区別懇談会：各種人権問題や身近な人権課題について理解を深めるため、各小学校区で実施している懇談会。

<sup>(2)</sup> NPO：P.26<sup>(1)</sup>参照